

# 資 料

(一般廃棄物最終処分場に係る技術上の基準)

## 1. 一般廃棄物最終処分場に係る技術上の基準

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」  
(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)

<b>構 造 基 準</b>	<p>1. 埋立処分場所（以下「埋立地」という。）の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲い（次項第17号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備）が設けられていること。</p> <p>2. 入口の見やすい箇所に、一般廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。</p> <p>3. 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、適当な地盤滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。</p> <p>4. 埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備であつて、次の要件を備えたもの（以下「擁壁等」という。）が設けられていること。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ. 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ. 埋め立てる一般廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。</p> <p>5. 埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分を行っている区画。以下この号、第六号及び次項第12号において同じ。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。ただし、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた一般廃棄物のみを埋め立てる埋立地については、この限りでない。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ. 埋立地（地下の全面に厚さが5メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒100nm（岩盤にあつては、ルジオン値が1）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層（以下「不透水性地層」という。）があるものを除く。以下イにおいて同じ。）には、一般廃棄物の投入のための開口部及びニに規定する保有水等集排水設備の部分を除き、一般廃棄物の保有水及び雨水等（以下「保有水等」という。）の埋立地からの浸出を防止するため、次の要件を備えた遮水工又はこれと同等以上の遮水の効力を有する遮水工を設けること。ただし、埋立地の内部の側面又は底面のうち、その表面に不透水性地層がある部分については、この限りでない。</p> <p style="margin-left: 4em;">(1) 次のいずれかの要件を備えた遮水層又はこれらと同等以上の効力を有する遮水層を有すること。ただし、遮水層が敷設される地盤（以下「基礎地盤」という。）のうち、そのこう配が50パーセント以上であつて、かつ、その高さが保有水等の水位が達するおそれがある高さを超える部分については、当該基礎地盤に吹き付けられたモルタルの表面に、保有水等の浸出を防止するために必要な遮水の効力、強度及び耐久力を有する遮水シート（以下「遮水シート」という。）若しくはゴムアスファルト又はこれらと同等以上の遮水の効力、強度及び耐久力を有する物を遮水層として敷設した場合においては、この限りでない。</p> <p style="margin-left: 4em;">(イ) 厚さが50センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒10nm以下である粘土その他の材料の層の表面に遮水シートが敷設されていること。</p> <p style="margin-left: 4em;">(ロ) 厚さが5センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒1nm以下であるアスファルト・コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設されていること。</p> <p style="margin-left: 4em;">(ハ) 不織布その他の物（二重の遮水シートが基礎地盤と接することによる損傷を防止することができるものに限る。）の表面に二重の遮水シート（当該遮水シートの間、埋立処分に用いる車両の走行又は作業による衝撃その他の負荷により双方の遮水シートが同時に損傷することを防止することができる十分な厚さ及び強度を有する不織布その他の物が設けられているものに限る。）が敷設されていること。</p> <p style="margin-left: 4em;">(ニ) 基礎地盤は、埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷による遮水層の損傷を防止するために必要な強度を有し、かつ、遮水層の損傷を防止することができる平らな状態であること。</p> <p style="margin-left: 4em;">(ホ) 遮水層の表面を、日射によるその劣化を防止するために必要な遮光の効力を有する不織布又はこれと同等以上の遮光の効力及び耐久力を有する物で覆うこと。ただし、日射による遮水層の劣化のおそれがあると認められない場合には、この限りでない。</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ. 埋立地（地下の全面に不透水性地層があるものに限る。以下ロにおいて同じ。）には、保有水等の埋立地からの浸出を防止するため、開口部を除き、次のいずれかの要件を備えた遮水工又はこれらと同等以上の遮水の効力を有する遮水工を設けること。</p> <p style="margin-left: 4em;">(1) 薬剤等の注入により、当該不透水性地層までの埋立地の周囲の地盤が、ルジオン値が1以下となるまで固化されていること。</p> <p style="margin-left: 4em;">(2) 厚さが50センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒10nm以下である壁が埋立地の周囲に当該</p>
----------------------------	---

	<p>不透水性地層まで設けられていること。</p> <p>(3) 鋼矢板（他の鋼矢板と接続する部分からの保有水等の浸出を防止するための措置が講じられるものに限る。）が埋立地の周囲に当該不透水性地層まで設けられていること。</p> <p>(4) イ. (1)から(3)までに掲げる要件</p> <p>ハ. 地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には、地下水を有効に集め、排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の集排水設備（以下「地下水集排水設備」という。）を設けること。</p> <p>ニ. 埋立地には、保有水等を有効に集め、速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等を有効に排出することができる堅固で耐久力を有する構造の余水吐きその他の排水設備。以下「保有水等集排水設備」という。）を設けること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地（水面埋立処分を行う埋立地を除く。）であつて、腐敗せず、かつ、保有水が生じない一般廃棄物のみを埋め立てるものについては、この限りでない。</p> <p>ホ. 保有水等集排水設備により集められ、へに規定する浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池を設けること。ただし、水面埋立処分を行う最終処分場又はへただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>ヘ. 保有水等集排水設備により集められた保有水等（水面埋立処分を行う埋立地については、保有水等集排水設備により排出される保有水等。以下同じ。）に係る放流水の水質を別表第1の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる排水基準及び法第8条第2項第7号に規定する一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（以下「維持管理計画」という。）に放流水の水質について達成することとした数値（ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。）に関する数値を除く。）が定められている場合における当該数値（以下「排水基準等」という。）並びにダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度（維持管理計画においてより厳しい数値を達成することとした場合にあつては、当該数値）に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。ただし、保有水等集排水設備により集められた保有水等を貯留するための十分な容量の耐水構造の貯留槽が設けられ、かつ、当該貯留槽に貯留された保有水等が当該最終処分場以外の場所に設けられた本文に規定する浸出液処理設備と同等以上の性能を有する水処理設備で処理される最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>6. 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。</p>
<p><b>維持管理基準</b></p>	<p>1. 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>2. 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>3. 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。</p> <p>4. ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。</p> <p>5. 前項第1号の規定により設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。ただし、第17号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、同項第1号括弧書の規定により設けられた囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。</p> <p>6. 前項第2号の規定により設けられた立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。</p> <p>7. 前項第四号の規定により設けられた擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>8. 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、前項第5号イ又はロ（(1)から(3)までを除く。）の規定により設けられた遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。</p> <p>9. 前項第5号イ又はロの規定により設けられた遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。</p> <p>10. 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、埋立地からの浸出液による最終処分場の周辺の水又は周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取された当該水域の水又は当該地下水）の水質検査を次により行うこと。</p>

	<p>イ. 埋立処分開始前に別表第2の上欄に掲げる項目（以下「地下水等検査項目」という。）、「電気伝導率及び塩化物イオン」について測定し、かつ、記録すること。ただし、最終処分場の周縁の地下水（水面埋立処分を行う最終処分場にあつては、周辺の水域の水又は周縁の地下水。以下「地下水等」という。）の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。</p> <p>ロ. 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回（イただし書に規定する最終処分場にあつては、6月に1回）以上測定し、かつ、記録すること。ただし、埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、この限りでない。</p> <p>ハ. 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、イただし書に規定する最終処分場にあつては、この限りでない。</p> <p>ニ. ハ. の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p> <p>11. 前号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>12. 前項第5号ニただし書に規定する埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p> <p>13. 前項第5号ホの規定により設けられた調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>14. 前項第5号への規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ. 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ. 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ. 放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1)排水基準等に係る項目（(2)に規定する項目を除く。）について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(2)水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び窒素含有量（別表第一の備考4に規定する場合に限る。）について1月に1回（埋め立てる一般廃棄物の種類及び保有水等の水質に照らして公共の水域及び地下水の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、1年に1回）以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>15. 前項第6号の規定により設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>16. 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p> <p>17. 埋立処分が終了した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分が終了した区画。以下この号及び次条第2項第1号ニにおいて同じ。）は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、前項第5号ニただし書に規定する埋立地については、同号イ(1)(イ)から(ハ)までのいずれかの要件を備えた遮水層に不織布を敷設したものの表面を土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。</p> <p>18. 前号の規定により閉鎖した埋立地については、同号に規定する覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>19. 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>20. 埋め立てられた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合にあつてはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。</p>
--	--

<b>廃止基準</b>	<p>法第9条第5項（法第9条の3第10項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている一般廃棄物の最終処分場にあつては次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない一般廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最終処分場が、第1項（第1号、第2号並びに第5号ホ及びヘを除く。）に規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。</li> <li>2. 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。</li> <li>3. 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。</li> <li>4. ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。</li> <li>5. 前項第10号の規定により採取された地下水等の水質が、次に掲げる水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、同号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。）が認められない場合においては、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ. 前項第10号ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第2下欄に掲げる基準に現に適合していないこと。</li> <li>ロ. 前項第10号イ、ロ又はニの規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、当該検査によつて得られた数値の変動の状況に照らして、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第2下欄に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。</li> </ol> </li> <li>6. 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、イ及びロに掲げる項目についてそれぞれイ及びロに掲げる頻度で2年（埋め立てる一般廃棄物の性状を著しく変更した場合にあつては、当該変更以後の2年）以上にわたり行われた水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること。ただし、第1項第5号ニただし書に規定する埋立地については、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ. 排水基準等に係る項目（ロに掲げる項目を除く。） 6月に1回以上</li> <li>ロ. 前項第14号ハ(2)に規定する項目 3月に1回以上</li> </ol> </li> <li>7. 埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が二年以上にわたり認められないこと。</li> <li>8. 埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になつていないこと。</li> <li>9. 前項第17号に規定する覆いにより開口部が閉鎖されていること。</li> <li>10. 前項第17号ただし書に規定する覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。</li> <li>11. 埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。</li> </ol>
-------------	---

注) 別表第1～2の上欄とは同表の左列を、下欄とは同表の右列を示している。

別表第1

アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀 0.005mg 以下
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム 0.1mg 以下
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛 0.1mg 以下
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）	1Lにつき 1mg 以下
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム 0.5mg 以下
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素 0.1mg 以下
シアン化合物	1Lにつきシアン 1mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき 0.003mg 以下
トリクロロエチレン	1Lにつき 0.3mg 以下
テトラクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg 以下
ジクロロメタン	1Lにつき 0.2mg 以下
四塩化炭素	1Lにつき 0.02mg 以下
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき 0.04mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.2mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.4mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき 3mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき 0.06mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき 0.02mg 以下
チウラム	1Lにつき 0.06mg 以下
シマジン	1Lにつき 0.03mg 以下
チオベンカルブ	1Lにつき 0.2mg 以下
ベンゼン	1Lにつき 0.1mg 以下
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン 0.1mg 以下
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつき、当分の間、ほう素 50mg 以下 海域に排出されるもの 1Lにつき、当分の間、ほう素 230mg 以下
ふつ素及びその化合物	1Lにつきふつ素 15mg 以下（海域以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつき、当分の間、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 200mg 以下
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	1Lにつき 60mg 以下
化学的酸素要求量	1Lにつき 90mg 以下
浮遊物質	1Lにつき 60mg 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	1Lにつき 5mg 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	1Lにつき 30mg 以下
フェノール類含有量	1Lにつき 5mg 以下
銅含有量	1Lにつき 3mg 以下
亜鉛含有量	1Lにつき 5mg 以下
溶解性鉄含有量	1Lにつき 10mg 以下
溶解性マンガン含有量	1Lにつき 10mg 以下
クロム含有量	1Lにつき 2mg 以下
大腸菌群数	1cm <sup>3</sup> につき日間平均 3,000 個以下
窒素含有量	1Lにつき 120（日間平均 60）mg 以下
燐含有量	1Lにつき 16（日間平均 8）mg 以下

備考

- 「検出されないこと」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 「日間平均」による排水基準値は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。

4. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
5. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

別表第2

アルキル水銀	検出されないこと。
総水銀	1Lにつき0.0005mg以下
カドミウム	1Lにつき0.01mg以下
鉛	1Lにつき0.01mg以下
六価クロム	1Lにつき0.05mg以下
砒素	1Lにつき0.01mg以下
全シアン	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1Lにつき0.03mg以下
テトラクロロエチレン	1Lにつき0.01mg以下
ジクロロメタン	1Lにつき0.02mg以下
四塩化炭素	1Lにつき0.002mg以下
1, 2-ジクロロエタン	1Lにつき0.004mg以下
1, 1-ジクロロエチレン	1Lにつき0.02mg以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1Lにつき0.04mg以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1Lにつき1mg以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	1Lにつき0.006mg以下
1, 3-ジクロロプロペン	1Lにつき0.002mg以下
チウラム	1Lにつき0.006mg以下
シマジン	1Lにつき0.003mg以下
チオベンカルブ	1Lにつき0.02mg以下
ベンゼン	1Lにつき0.01mg以下
セレン	1Lにつき0.01mg以下

備考

「検出されないこと。」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。